

平成27年度 母子保健マニュアル改訂実施要領（案）

1 背景

平成9年4月の「地域保健法・母子保健法の一部改正」により、県で実施していた3歳児健康診査等の母子保健事業が市町村へ移管され、県においては、権限委譲に伴う業務を円滑に実施するため、平成12年3月に「徳島県母子保健マニュアル」の策定や、保健所単位で母子保健推進協議会や研修会等を実施し、地域の母子保健施策を効果的に推進するために体制整備を図ってきたところである。

そこで、新たな知見を参考に、各市町村のこれまでの手法を活かしつつ、現場の実情にあった現行マニュアルの見直しを行うこととする。

2 目的

各市町村における母子保健事業を効果的に推進し、健診方法や精度管理の地域間格差をなくし、健診の基準化を目指すことを目的に、現行のマニュアルの改訂をおこなう。

3 実施主体

徳島県

4 改訂内容

- (1) 歯科健康診査の実施体制について
- (2) 栄養指導のポイントについて
- (3) その他の項目はワーキング会議で検討する

5 実施方法

- (1) ワーキング会議の開催
市町村保健師連絡協議会代表、市町村保健師、保健所保健師による検討
- (2) 策定委員会の開催
各専門分野の委員による検討